

兵庫県公報

令和5年10月6日 金曜日 第454号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産漁港課）	1
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	1
○ 道路の区域の決定及び供用開始（道路保全課）	1
○ 道路の区域の変更（同）	2
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	2
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の所在地の変更（同）	2
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 落札者等の公示（物品管理課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（中播磨県民センター）	6
公安委員会告示	
○ 機械警備業務管理者講習の実施	6

告 示

兵庫県告示第1022号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、令和元年兵庫県告示第455号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和5年10月17日限りで消滅する。

令和5年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

淡路島岩屋加入区

兵庫県告示第1023号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和5年10月18日から発生する。

令和5年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

淡路島岩屋加入区

兵庫県告示第1024号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように決定し、令和5年10月6日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年10月6日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 豊岡竹野線	豊岡市城崎町楽々浦字深原419番2から 同市城崎町楽々浦字通り戸345番31まで	新	7.0から 61.0まで	652.0	一部 予定地



兵庫県告示第1025号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和5年10月6日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 日高竹野線	豊岡市竹野町轟字轟295番1から 同市竹野町轟字森田202番1まで	旧	5.0から 17.0まで	297.0	
		新	10.0から 21.0まで	297.0	一部 予定地



兵庫県告示第1026号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。
令和5年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人こたつむり	神戸市須磨区中落合4丁目1中落合第一住宅 463—406	神戸市須磨区中落合4丁目1中落合第一住宅 463—406	令和5年9月25日



兵庫県告示第1027号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援事業に係る所在地の変更届出があった。
令和5年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	前所在地	新所在地	変更年月日
特定非営利活動法人 ミャンマーKOBÉ	神戸市長田区久保町6 丁目1-1 アスタク につか4番館2階 ヨ ンバンカンニカイ2号 室	神戸市長田区久保町3丁 目6-3	令和5年9月13日

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ハローズ西宮山口店
 所在地 西宮市山口町下山口五丁目114番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ハローズ 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 佐藤利行
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ア 変更前
 名称 コープ西宮北
 所在地 西宮市山口町下山口五丁目13番22号
 - イ 変更後
 名称 ハローズ西宮山口店
 所在地 西宮市山口町下山口五丁目114番 ほか
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 生活協同組合コープこうべ 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 浅田克己
 - イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ハローズ 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 佐藤利行
 外未定4者
- 4 変更年月日
 令和5年9月7日
- 5 届出年月日
 令和5年9月7日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間

令和5年10月6日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年2月6日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ西宮山口店

所在地 西宮市山口町下山口五丁目114番 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号	佐藤利行
----------	--------------------	------

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前9時から午後11時まで

イ 変更後

24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時45分から午後11時15分まで

イ 変更後

24時間

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前6時から午後5時まで

イ 変更後

午前6時から午後10時まで

4 変更年月日

令和5年11月1日

5 届出年月日

令和5年9月21日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年10月6日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年2月6日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年10月6日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立特別支援学校大型スクールバス（観光型）2台の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月15日
- 4 落札者の名称及び住所
三菱ふそうトラック・バス株式会社 近畿ふそう神戸支店 神戸市東灘区向洋町東2丁目2-1
- 5 落札金額
79,342,472円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和5年8月8日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市志染町吉田字一本松谷1241番53、1241番54の一部、1241番55の一部、1241番57、1241番58
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市長田区御蔵通五丁目205番地3
アイビーメディカル株式会社 代表取締役 前田泰宏
- 3 許可年月日及び許可番号
令和5年6月13日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-1-2号（5三木）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市網引町字上灰田655番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加西市朝妻町1146番地の2

伊東電機株式会社 代表取締役社長 伊 東 徹 弥

3 許可年月日及び許可番号

令和5年9月8日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-4-4号（11加西）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年10月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神崎郡福崎町西田原字前畑1617番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市飾磨区野田町153番地

ヴェル・ハウジング株式会社 代表取締役 横 山 英 人

3 許可年月日及び許可番号

令和5年6月29日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-34-2号（4福崎）

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第278号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習の実施について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年10月6日

兵庫県公安委員会

委員長 澤 田 隆

1 講習の種別、実施期日等

(1) 講習の種別

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

(2) 実施期日

令和5年11月6日（月）から同月9日（木）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

講習最終日に、修了考査（40問100分）を実施する。

2 受講定員

30人

3 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

令和5年10月10日（火）から同月12日（木）までの間（午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に

対してはその旨を通知する。

4 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

令和5年10月18日（水）から同月24日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込時の提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

5 受講手数料

39,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

6 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

7 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

8 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

9 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166